

○福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

〔平成20年11月21日〕
〔条例第11号〕

令和 8年 2月13日条例第 2号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、福井県後期高齢者医療広域連合議会の議員（以下「議員」という。）の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものとする。

（議員報酬の額）

第2条 議員の議員報酬の日額は、次のとおりとする。

- (1) 議長 15,000円
- (2) 副議長 12,000円
- (3) 議員 10,000円

（費用弁償）

第3条 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、別表第1に定める旅費を支給する。

2 議員が本会議の招集に応じたときは、その居住地と招集地の距離に応じ、費用弁償として別表第2に定める額を支給する。

（議員報酬及び費用弁償の支給方法）

第4条 この条例に定めるもののほか、議員の議員報酬及び費用弁償の支給方法については、一般職の職員の例による。

（その他）

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

区分	議長	議員	
鉄道賃	旅客運賃、急行料金、座席指定料金及び特別車両料金		
船賃	旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。）（旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶又は2階級に区分する船舶を運航させる航路による旅行の場合には、最上級の旅客運賃）、寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金		
航空賃	現に支払った旅客運賃及び特別座席料金		
宿泊費 （1夜につき・上限付き実費）	埼玉、東京、京都	40,000円	27,000円
	福岡	38,000円	25,000円
	千葉	36,000円	24,000円
	神奈川、新潟	34,000円	22,000円
	香川	32,000円	21,000円
	熊本	29,000円	20,000円
	北海道、岐阜、大阪、広島	27,000円	18,000円
	山梨、兵庫、宮崎、鹿児島	25,000円	17,000円
	青森、秋田、茨城、富山、長野、愛知、滋賀、奈良、和歌山、高知、佐賀、長崎、大分、沖縄	23,000円	15,000円
	宮城、山形、栃木、群馬、福井、岡山、徳島、愛媛	21,000円	14,000円
	岩手、石川、静岡、三重、島根	19,000円	13,000円
	福島、鳥取、山口	17,000円	11,000円
外国	旅費法準拠		
包括宿泊費	パック旅行に要する費用		
宿泊手当	2,400円／泊（素泊まり） 1,600円／泊（宿泊費に夕又は朝食代いずれかが含まれている場合） 800円／泊（宿泊費に夕朝食代いずれも含まれている場合）		

備考

- 1 宿泊費は、旅行中の宿泊について宿泊地の都道府県の区分に応じ、実費額（上限付き）を支給する。
- 2 包括宿泊費は、移動及び宿泊が一体となったものについて支給する。その額は、交通費の額と宿泊費上限額の合計額を上限として、実費額とする。
- 3 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸経費（夕朝食代のかかり増し経費を含む。）に充てるための費用として1夜あたりの定額を支給する。ただし、宿泊を伴わない旅行には

支給しない。

別表第2（第3条関係）

招集地と居住地の往復距離	費用弁償（日額）
80キロメートル未満	3,000円
80キロメートル以上	3,000円に路程10キロメートルにつき370円加えて計算するものとする。